

○厚生労働省告示第二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百六十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百六十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十一日から適用する。

平成二十七年一月九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表に次のように加える。

ペミコラストカリウム。ただし、内用剤に
限る。

平成二十七年一月十一日